第５回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の概要

○　開催日時：平成１９年１２月１２日（水）　16:30～17:20
○　場　　所：内閣総理大臣官邸２階小ホール

１　環境影響評価について

(1) 沖縄県知事から、以下のとおり発言。

①　今回の方法書は、沖縄県環境影響評価審査会において、委員から、審査するに足る内容が不十分であり、審査困難との声が上がっている。このため、知事に対する答申は、極めて厳しいものになると考えられる。

②　県としても、方法書は、具体性に欠け、審査が困難だと考えている。例えば、主要な諸元である飛行場区域の面積などが明らかにされていない。更に、陸上飛行など方法書に記載のない内容が報道されるなど問題が多い。これらの内容は、可能な限り明らかにしてほしい。

③　今後、審査会の答申を踏まえ、名護市長、宜野座村長の意見も勘案し、住民等意見にも配意し、期限内に知事意見を提出する予定。

④　事業者（防衛省）には、県の審査への誠意ある対応と、知事意見への適切かつ確実な対応を要望する。

(2) 名護市長から、以下のとおり発言。

①　方法書に対する市長意見を１１月２７日に提出した。

②　代替施設については、住民生活、自然環境に著しい影響がないよう最大限配慮するとともに、地元等の意向を踏まえ適切な対策を講じる必要がある。特に位置は、住民生活への影響を最小限に抑えるという観点から、可能な限り沖合に移動する必要がある。

③　また、デモ・フライトを実施し、その結果を環境影響評価の中で検証する必要がある。

④　使用機種、飛行経路や関連施設の構造等事業の具体的な内容を明らかにするとともに、環境影響評価の項目や手法の選定、効果的な環境保全措置の検討を行う必要がある。

(3) 宜野座村長から、以下のとおり発言。

①　方法書については、村民の生活環境・自然環境等に悪影響を与えないよう、村海域を含む村全域を対象に調査してほしい。

②　宜野座村上空を飛行ルートから回避する事を念頭に計画し調査してほしい。

(4) 防衛大臣から、以下のとおり発言。

① 方法書は環境影響評価法等に基づき必要な事項を記載しており、方法書としての要件は整っている。

② 環境影響評価については、知事意見を勘案し、対象事業に係る評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、手続を進める。

③ 現況調査は基本的に順調に進んでいるが、サンゴ、藻場の採捕等について県の許可が得られていない。これらの採捕等はこの冬季のシーズンを逃すと１年後に調査を行わざるを得なくなる。遅くとも２月初めから調査を行えるよう許可等につき対応をお願いしたい。

④ デモフライトについては客観的なデータを保有しているが、必要性も含め検討していきたい。

(5) 沖縄県知事から、以下のとおり発言。

① 今後行われる調査は、自主的な現況調査とは異なり、知事意見を勘案し、アセス調査として実施する必要がある。また、季節を考慮しなければならない調査項目の存在は理解しており、必要があれば事前調整はする。

② しかし、防衛省から説明を受け十分納得がいかなければ、許認可に関する判断もできない。

③ また、知事意見が整っていない段階での許認可はできない。

④ 冬季の前に許認可がなければ、調査が１年間遅れるような発言は誤解を招く。

(6) 官房長官から、以下のとおり発言。

環境影響評価に関して、冬季における調査の必要性について知事にも発言をいただいた。防衛省側も可能な限り十分な資料の提供、説明ができるよう心がけてもらいたい。

２ 建設計画について

(1) 防衛大臣から、以下のとおり、普天間飛行場代替施設の日米合意の内容を説明。

① Ｖ字型に配置される２本の滑走路長はそれぞれ１６００ｍで、各々両端に１００ｍのオーバーランを設け、滑走路のある部分の施設の長さは護岸を除いて１８００ｍ。

② 飛行ルートは、名護市長、宜野座村長の要請を踏まえ、昨年４月７日に基本合意書を締結した上で米側と合意した。今も基本的に住宅地上空の飛行を回避する方向で対応するとの認識に変わりはない。ただし、緊急時等や訓練の形でも例外的に飛行することはあり得る。

③ 滑走路の他に駐機場、格納庫施設、飛行場支援施設、燃料施設、燃料桟橋、弾薬搭載エリア、洗機場などを設置する。

弾薬搭載エリアは、辺野古集落から離れている等の条件が良いため、辺野古崎付近の突起スペースに設ける。

現在の普天間飛行場では、嘉手納飛行場で弾薬搭載作業を行っているが、辺野古崎への移設に伴いこの作業を嘉手納飛行場で行えば運用上の支障を来すため、弾薬搭載場所を代替施設内に設ける。

大浦湾側には、航空機の燃料補給のための桟橋を建設する予定だが、兵員や物資の恒常的な積み卸しを機能とするようないわゆる軍港の建設予定はない。

弾薬搭載エリア、洗機場の規模等は準備書の中で記載する。

④　飛行場設置とは別に、キャンプ・シュワブ内の隊舎等施設を再配置する。国道３２９号線の南側は、庁舎エリア、生活エリア、サービスエリアにゾーニングする。北側の詳細は今後検討する。

⑤　地元の要望を踏まえ新たな道路とゲートも設置する方向で対応する。

⑥　環境影響評価の手続を２００９年７月までに終了させ、その後、公有水面の埋立申請手続を経て、２０１０年から埋立工事に入り、埋立、飛行場施設工事に概ね５年を見積もっている。今月中に、兵舎地区の隊舎や庁舎等の工事の実施に係る解体工事のための契約手続を開始する予定。

(2) 防衛大臣から、以下のとおり発言。

政府としては、環境影響評価の手続を進める中で、客観的なデータを収集し、その結果を地元に丁寧に説明することが重要と考えており、地元の意見を受け止め、建設計画については、今後とも誠意をもって協議していく。

(3) 沖縄県知事から、以下のとおり発言。

①　建設計画については引き続きよく説明、協議してほしい。概略工程表は、事業者（防衛省）の希望的な計画として受け止めるが、情報を事前に広く公開し、地元をはじめ県民の理解と協力を得なければ、工程どおりには進まない。

②　概略工程表には、アセス手続が本年１月からスタートしているかのように記載されているが、方法書が県に提出されたのは８月。

③　準備書の提出時期は、再来年の２月頃と考えている。

(4) 名護市長から、以下のとおり発言。

①　代替施設の位置・規模等建設計画については、政府との協議事項と認識しており、弾薬搭載エリア及び洗機場等を含め今後とも誠意を持って協議してほしい。

②　飛行ルートは陸域から回避するとした昨年４月７日の基本合意書

に基づき対応してほしい。例外的措置は基本合意書にない。説明してほしい。

(5) 宜野座村長から、建設計画について引き続き協議してほしい旨発言。

(6) 名護市長からの質問に対し、防衛大臣から以下のとおり発言。
（陸域上空の例外的な飛行については）緊急時などの予測しないことも起こり得る。また、訓練の形による飛行もあり得る。しかし、調整はするが、万々やむを得ないという場合において我々が得心しない限り、住宅地の上空を飛ぶことはないようにしたい。

３　その他

(1) 沖縄県知事から、可能な限り沖合に移動してもらいたいこと、普天間飛行場の３年目途の危険性の除去、騒音の軽減などについて政府の回答を早期にもらいたい旨発言。

(2) 防衛大臣から、合理的な理由なく変更することは困難だが、できるだけの情報を公開したい、我々はかたくなに何が何でも全く降りないということでもない旨発言。

(3) 外務大臣から、移設を早急に進めていくことが重要と考えており、本年８月に発表された普天間飛行場の運用に係る報告書は、現在取りうる最善の措置であり、これ以上のものは米軍の運用もあり困難な面はあるが、地元の意見を受け止め、今後とも最大限の努力をしていきたい旨発言。

(4) 金武町長から、北部１１町村は一致結束して名護市長を支援していく考えであり、政府は地元の声に耳を傾け、誠意をもって対応してほしい旨発言。

(5) 国頭村長から、住民生活への影響を最小限に抑える配慮が必要である旨発言。

(6) 名護市長から、先程の飛行ルートについては、使用協定に関する基本合意書に基づいて、今後、協議してほしい旨発言。

(6) 沖縄担当大臣から、以下のとおり発言。
① 北部振興事業については、平成１９年度の執行に向け必要な手続きを開始したい。今後とも協議が円滑に進む状況のもと、政府として真摯に受け止め、着実に実行する方向で対応する。

②　執行に当たっては国民の理解と信頼が不可欠であり、北部振興事業の実施において不適切な事案も見られることから、今後とも法令等を遵守した執行をお願いしたい。

(7) 金武町長（北部市町村会会長）から、北部振興事業の執行に当たり、今後とも法令等を遵守する旨発言。

(8) 財務大臣から、本日の議論も踏まえ、平成２０年度予算については、状況をよく認識して考えてまいりたい旨発言。

(9) 官房長官から、以下のとおり発言。

①　建設計画に関する問題については、アセス手続きを進めていく中で、誠意をもって協議し、地元も含め関係者間において、できるだけ早期に決着させるよう最大限努力していく必要がある。

②　次回協議会を来年１月末頃を目途に開催する方向で調整する。